

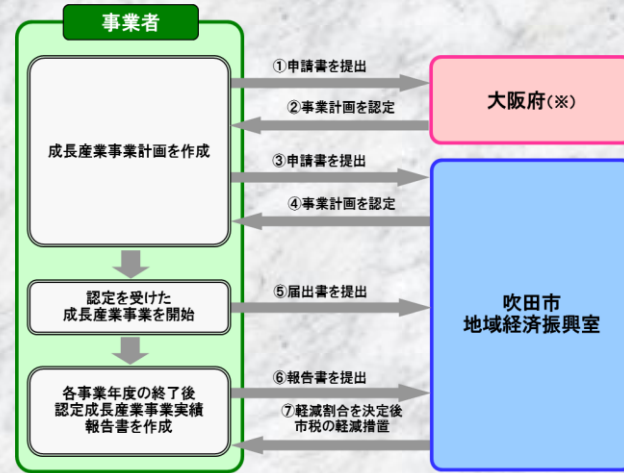
各支援制度の詳細、申請手続など

成長特区※1における優遇税制

対象事業	大阪府の成長産業事業計画の認定を受けた、以下のいずれかに該当する事業 ①ライフサイエンス分野関係事業 ②新エネルギー分野関係事業 ③両分野を支援する事業 (いずれの場合も業種は問わない)
支援要件	上記対象事業の実施についての事業者作成の「成長産業事業計画」に対し、平成33年3月31日までに大阪府知事の認定を受けた上で、市長の認定を受けていること
対象地域	①国立循環器病研究センター跡地 ②大阪大学吹田キャンパス ③北大阪健康医療都市(健都)の一部※2
支援内容	法人市民税・固定資産税・都市計画税・事業所税について、最大で当初5年間課税免除、その後の5年間2分の1軽減(市内からの移転等の場合、従業者数及び事業所床面積の増加割合に応じて軽減)

※1 「成長産業特別集積区域」の略
※2 詳細はお問い合わせください

申請手続

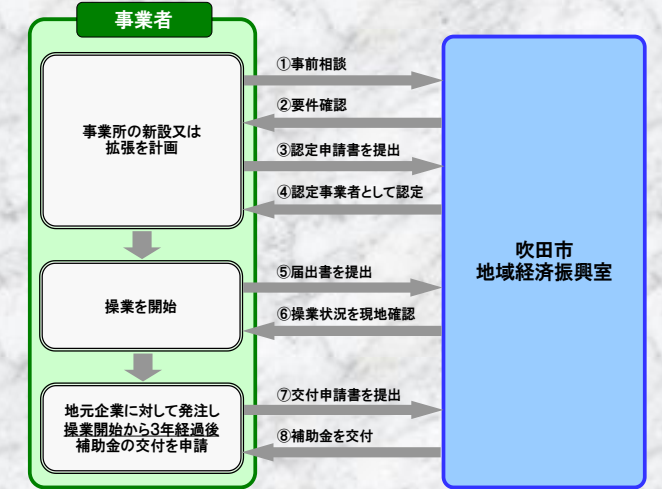


(※) 手続の詳細については、大阪府へお問い合わせください

地元企業発注促進補助金

補助対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①企業立地促進奨励金の交付対象者として認定を受けた事業者 ②新たに土地及び建物を取得して床面積合計300㎡以上の事業所を立地し事業を開始する事業者 ③既存事業所の床面積を100㎡以上拡張し、かつ床面積合計が300㎡以上である事業者
補助要件	本補助金の補助対象者として認定を受け、操業を開始した日から2年経過後の1年間において、市内企業に対して1社につき300万円を超える額を発注していること
対象地域	市内全域
補助内容	発注した市内企業数1社につき50万円の補助金を交付(上限額500万円)
備考	補助金交付回数は1事業所につき1回限り

申請手続

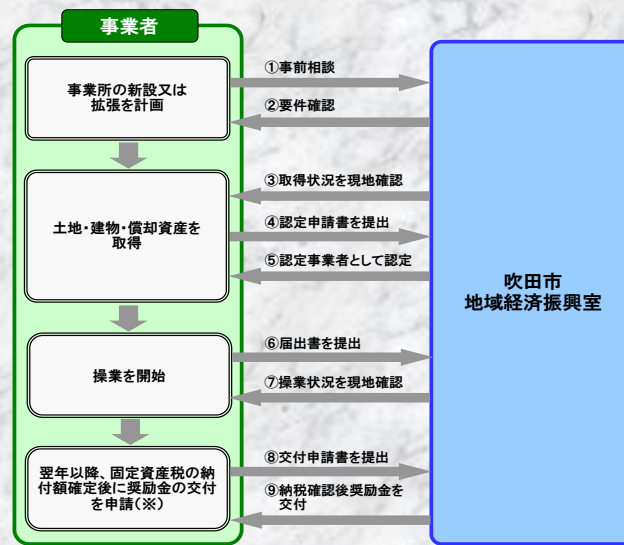


企業立地促進奨励金

対象業種	①製造業 ②学術・開発研究機関 ③卸売業の本社
支援要件	以下のいずれかに該当する事業者 ①事業所を新設する事業者 ②事業所の床面積を拡張する事業者 (いずれの場合も土地は賃借でも可) 以下のいずれかに該当する事業者 ①新たに土地及び建物を取得して床面積300㎡以上の本社を立地する事業者 ②既存本社の床面積を100㎡以上拡張し、かつ床面積合計が300㎡以上となる事業者 (いずれの場合も土地は賃借でも可)
対象地域	①大阪大学吹田キャンパス地域 ②北大阪健康医療都市地域 ③吹田西部・南部地域
支援内容	新たに取得した土地、建物、償却資産に課税される固定資産税相当額の2分の1以内で奨励金を交付(5年度間・年度上限額1億円)

※ いずれの場合も事業所の新設又は拡張を行うことが前提
※ 成長特区における優遇税制を受けている事業者は、企業立地促進奨励金の交付を受けることは不可

申請手続

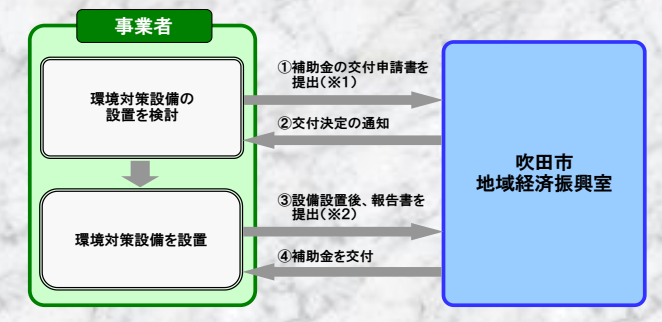


(※) 奨励金の交付申請は、5年間毎年行う必要があります

企業定着型環境配慮事業補助金

補助対象者	市内に製造拠点等を有する製造業者
補助要件	周辺地域に対し、騒音、振動又は悪臭を防止軽減するための設備の新規導入又は改良、もしくは建物の改修事業を行うこと(事業実施後の騒音、振動又は悪臭の影響が、大阪府条例等による規制基準値を下回ることが必要)
対象地域	市内全域
補助内容	上記事業の実施にかかる補助対象経費の2分の1以内で補助金を交付(上限額500万円)
備考	補助金交付回数は1事業所につき1回限り

申請手続

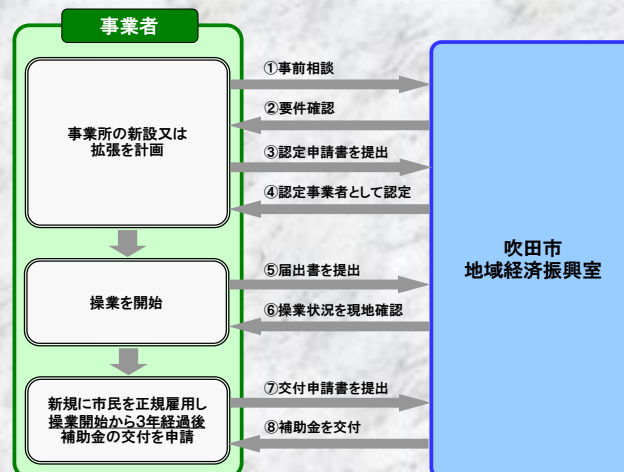


(※1) 申請書と併せて現状の数値及び対策後の目標数値を提出する必要があります
(※2) 報告書と併せて対策後の数値を提出する必要があります

地元雇用促進補助金

補助対象者	企業立地促進奨励金の対象業種(製造業又は学術・開発研究機関、卸売業の本社)を営み、以下のいずれかに該当する事業者 ①企業立地促進奨励金の交付対象者として認定を受けた事業者 ②新たに土地及び建物を取得して床面積合計300㎡以上の事業所を立地し事業を開始する事業者 ③既存事業所の床面積を100㎡以上拡張し、かつ床面積合計が300㎡以上である事業者
補助要件	本補助金の補助対象者として認定を受け、操業を開始した日から3年を経過した日において、新規に市民を1年以上正規雇用していること
対象地域	市内全域
補助内容	新規に正規雇用した市民1人につき10万円の補助金を交付、ただし、新規に正規雇用した市民が障がい者の場合は1人につき15万円の補助金を交付(上限額500万円)
備考	補助金交付回数は1事業所につき1回限り

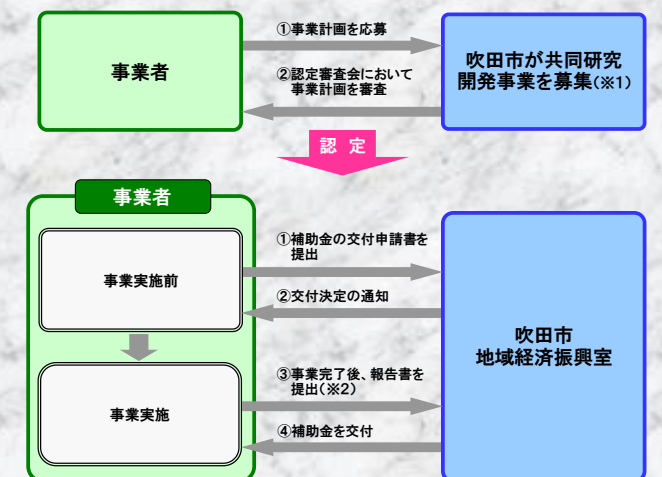
申請手続



地元企業等共同研究開発事業補助金

補助対象者	以下のいずれかに該当する事業者または団体 ①市内に主たる事業所を有する事業者 ②2社以上の事業者で組織する団体であって、半数以上が市内に主たる事業所を有する事業者で構成されるもの
補助要件	地元企業又は大学等との共同により、新技術または新製品の研究開発等、別に設置する審査会において認定を受けた事業を実施すること
対象地域	市内全域
補助内容	上記事業の実施にかかる補助対象経費の2分の1以内で補助金を交付(上限額500万円)
備考	補助対象となる事業期間は2年度間以内

申請手続



(※1) 各年度の決まった時期に募集を行いますので、詳しくはお問い合わせください
(※2) 事業期間が2年度間の場合は、各年度に報告書を提出する必要があります

